

「日医標準レセプトソフト」

平成26年4月診療報酬改定対応
(レセプト対応)

2014年4月23日
公益社団法人 日本医師会

= 目次 =

診療報酬明細書（レセプト）対応	2
1. 診療報酬明細書（レセプト）	2
【診療実日数】	2
【再診料】	2
【医学管理】	2
【在宅】	4
【処置】	6
【その他】	7
【入院】	7
2. システム管理 2006 レセプト特記事項編集情報に関する対応	9
3. 労災・自賠責保険で入院時の入院料加算の取り扱い	10

診療報酬明細書（レセプト）対応

プログラム更新を行い4月23日提供パッチを適用することにより、平成26年度の診療報酬改定に対応した診療報酬明細書（レセプト）及びレセプト電算提出用データの作成が可能となります。

1. 診療報酬明細書（レセプト）

【診療実日数】

- (1). 「113015810 地域包括診療料」の算定日について、実日数1日としてカウントします。
- (2). 短期滞在手術等基本料での入院時について、入院料のカレンダーに「1」が立っていない日も実日数1日としてカウントします。

例) 短手3（終夜睡眠ポリグラフィー1（携帯用装置））で4月1日から3日まで入院した場合、実日数は3日となります。

【再診料】

- (1). 「112017270 地域包括診療加算」の算定がある場合、「再診」欄の再診の項に該当加算点数を集計します。
レセプト摘要欄には下記例のように個々の名称、点数を記載します。

レセプト摘要欄記載例

12	* 地域包括診療加算	20×	1
----	------------	-----	---

【医学管理】

- (1). 下記の算定がある場合、レセプト摘要欄に「算定日」コメントを自動記載します。

113014810 入院栄養食事指導料1

113014910 入院栄養食事指導料2

(例) 入院栄養食事指導料1を4月3日に算定した場合

4月分レセプト摘要欄記載例

13	* 入院栄養食事指導料1 算定 3日	130×	1
----	-----------------------	------	---

- (2). 下記の算定がある場合、レセプト摘要欄に「前回算定年月」コメントを自動記載します。
 ※前回算定年月は、同一診療行為コードの前回算定年月になります。

113015010 心臓ペースメーカー指導管理料（着用型自動除細動器）

113015130 心臓ペースメーカー指導管理料（ロ・植込型除細動器移行期加算含む）

- (例) 心臓ペースメーカー指導管理料（着用型自動除細動器）を 4 月 3 日・5 月 10 日に算定した場合

4 月分レセプト摘要欄記載例

13	* 心臓ペースメーカー指導管理料（着用型自動除細動器）	360 ×	1
----	-----------------------------	-------	---

5 月分レセプト摘要欄記載例

13	* 心臓ペースメーカー指導管理料（着用型自動除細動器） 前回算定年月 26 年 4 月	360 ×	1
----	--	-------	---

- (3). 下記の算定がある場合、レセプト摘要欄に「過去算定日」コメントを自動記載します。
 （当月算定日は記載しません）
 ※過去算定日は、同一診療行為コードの過去算定日になります。

113015310 がん患者指導管理料（医師・看護師が心理的不安軽減のため面接）

113015410 がん患者指導管理料（医師等が抗癌性腫瘍剤の必要性等を文書説明）

- (例) がん患者指導管理料（医師・看護師が心理的不安軽減のため面接）を
 4 月 3 日・5 月 10 日・6 月 12 日に算定した場合

4 月分レセプト摘要欄記載例

13	* がん患者指導管理料（医師・看護師が心理的不安軽減のため面接）	200 ×	1
----	----------------------------------	-------	---

5 月分レセプト摘要欄記載例

13	* がん患者指導管理料（医師・看護師が心理的不安軽減のため面接） 過去算定日 26 年 4 月 3 日	200 ×	1
----	--	-------	---

6 月分レセプト摘要欄記載例

13	* がん患者指導管理料（医師・看護師が心理的不安軽減のため面接） 過去算定日 26 年 4 月 3 日 過去算定日 26 年 5 月 10 日	200 ×	1
----	---	-------	---

【在宅】

- (1). 下記の算定がある場合、かつ、往診又は特別往診の算定がある場合、往診又は特別往診の剤に「往診日」コメントを自動記載します。

※往診又は特別往診と同一剤に“840000039”（往診 日）のコメント入力がある場合は自動記載しません。

114023110 在医総管（機能強化在支診等）（病床有・処方せん有・同一建物以外）
 114023210 在医総管（機能強化在支診等）（病床有・処方せん有・同一建物居住）
 114023310 在医総管（機能強化在支診等）（病床有・処方せん無・同一建物以外）
 114023410 在医総管（機能強化在支診等）（病床有・処方せん無・同一建物居住）
 114023510 在医総管（機能強化在支診等）（病床無・処方せん有・同一建物以外）
 114023610 在医総管（機能強化在支診等）（病床無・処方せん有・同一建物居住）
 114023710 在医総管（機能強化在支診等）（病床無・処方せん無・同一建物以外）
 114023810 在医総管（機能強化在支診等）（病床無・処方せん無・同一建物居住）
 114023910 在医総管（在支診等）（処方せんあり・同一建物居住者以外）
 114024010 在医総管（在支診等）（処方せんあり・同一建物居住者）
 114024110 在医総管（在支診等）（処方せんなし・同一建物居住者以外）
 114024210 在医総管（在支診等）（処方せんなし・同一建物居住者）
 114024310 在医総管（在支診等以外）（処方せんあり・同一建物居住者以外）
 114024410 在医総管（在支診等以外）（処方せんあり・同一建物居住者）
 114024510 在医総管（在支診等以外）（処方せんなし・同一建物居住者以外）
 114024610 在医総管（在支診等以外）（処方せんなし・同一建物居住者）
 114024910 特医総管（機能強化在支診等）（病床有・処方せん有・同一建物以外）
 114025010 特医総管（機能強化在支診等）（病床有・処方せん有・同一建物居住）
 114025110 特医総管（機能強化在支診等）（病床有・処方せん無・同一建物以外）
 114025210 特医総管（機能強化在支診等）（病床有・処方せん無・同一建物居住）
 114025310 特医総管（機能強化在支診等）（病床無・処方せん有・同一建物以外）
 114025410 特医総管（機能強化在支診等）（病床無・処方せん有・同一建物居住）
 114025510 特医総管（機能強化在支診等）（病床無・処方せん無・同一建物以外）
 114025610 特医総管（機能強化在支診等）（病床無・処方せん無・同一建物居住）
 114025710 特医総管（在支診等）（処方せんあり・同一建物居住者以外）
 114025810 特医総管（在支診等）（処方せんあり・同一建物居住者）
 114025910 特医総管（在支診等）（処方せんなし・同一建物居住者以外）
 114026010 特医総管（在支診等）（処方せんなし・同一建物居住者）
 114026110 特医総管（在支診等以外）（処方せんあり・同一建物居住者以外）
 114026210 特医総管（在支診等以外）（処方せんあり・同一建物居住者）
 114026310 特医総管（在支診等以外）（処方せんなし・同一建物居住者以外）
 114026410 特医総管（在支診等以外）（処方せんなし・同一建物居住者）

- (例) 在医総管（在支診等）（処方せんなし・同一建物居住者）を算定、かつ、往診を
 4 月 3 日に算定した場合
 4 月分レセプト摘要欄記載例

14	* 往診		
	3 日	7 2 0 ×	1

- (2). 下記の算定がある場合、【在宅患者共同診療料開始日（099140004）】の入力を元にして、レセプト摘要欄に「初回算定日」コメントを自動記載します。

※在宅患者共同診療料と同一剤に“840000097”（初回算定 月 日）のコメント入力がある場合は自動記載しません。

※自動記載する「初回算定日」は、直近の在宅患者共同診療料開始日（099140004）の入力日とします。在宅患者共同診療料開始日の入力がない場合は自動記載しません。

- 114027610 在宅患者共同診療料（往診）
- 114027710 在宅患者共同診療料（訪問診療）（同一建物居住者以外）
- 114027810 在宅患者共同診療料（訪問診療）（同一建物居住者・特定施設等）
- 114027910 在宅患者共同診療料（訪問診療）（同一建物居住者・特定施設等以外）

(例) 在宅患者共同診療料開始日を 4 月 3 日に診療行為入力。

在宅患者共同診療料（往診）を 4 月 3 日・5 月 10 日に算定した場合

4 月分レセプト摘要欄記載例

14	* 在宅患者共同診療料（往診） 初回算定 4 月 3 日	1 5 0 0 x	1
----	---------------------------------	-----------	---

5 月分レセプト摘要欄記載例

14	* 在宅患者共同診療料（往診） 初回算定 4 月 3 日	1 5 0 0 x	1
----	---------------------------------	-----------	---

◎レセプト摘要欄に「初回算定日」コメントと併せて「通算実施回数」コメントを自動記載したい場合は、在宅患者共同診療料開始日（099140004）と同一剤に“840000086”（通算実施回数（回））のコメント入力をします。

注 1）“840000086”（通算実施回数（回））のコメント入力について、回数入力は不要です。

注 2）自動記載する「通算実施回数」は、上記全ての在宅患者共同診療料の初回算定日以降の実施回数を合算した回数になります。（当月分を含みます）

注 3）在宅患者共同診療料と同一剤に“840000097”（初回算定 月 日）のコメント入力がある場合は、「通算実施回数」コメントも自動記載しません。

(例) 在宅患者共同診療料開始日＋通算実施回数（回）を 4 月 3 日に診療行為入力。

在宅患者共同診療料（往診）を 4 月 3 日に、

在宅患者共同診療料（訪問診療）（同一建物居住者以外）を 5 月 10 日に算定した場合

4 月分レセプト摘要欄記載例

14	* 在宅患者共同診療料（往診） 初回算定 4 月 3 日 通算実施回数（1 回）	1 5 0 0 x	1
----	--	-----------	---

5 月分レセプト摘要欄記載例

14	* 在宅患者共同診療料（訪問診療）（同一建物居住者以外） 初回算定 4 月 3 日 通算実施回数（2 回）	1 5 0 0 x	1
----	---	-----------	---

【処置】

- (1). 下記の算定がある場合、レセプト摘要欄に「算定日」コメントを自動記載します。

140054270 局所陰圧閉鎖処置初回加算（入院外）（100cm²未満）
 140054370 局所陰圧閉鎖処置初回加算（入院外）（100cm²以上）
 140054470 局所陰圧閉鎖処置初回加算（入院外）（200cm²以上）

(例) 局所陰圧閉鎖処置初回加算（入院外）（100cm²未満）を4月3日に算定した場合
 4月分レセプト摘要欄記載例

40	* 算定 3日 局所陰圧閉鎖処置（入院外）（100cm ² 未満） 局所陰圧閉鎖処置初回加算（入院外）（100cm ² 未満） 1930X 1
----	--

- (2). 下記の算定がある場合、【磁気による膀胱等刺激法開始日（099400001）】の入力を元にして、レセプト摘要欄に「初回実施日」コメント及び「2回目以降の実施日」コメントを自動記載します。

※磁気による膀胱等刺激法と同一剤に“840000085”（初回実施 月 日）のコメント入力がある場合は「初回実施日」コメント及び「2回目以降の実施日」コメントを自動記載しません。

※自動記載する「初回実施日」は、直近の磁気による膀胱等刺激法開始日（099400001）の入力日とします。膀胱等刺激法開始日の入力がない場合は「初回実施日」コメント及び「2回目以降の実施日」コメントを自動記載しません。

140055110 磁気による膀胱等刺激法

(例) 磁気による膀胱等刺激法開始日を4月3日に診療行為入力。

磁気による膀胱等刺激法を4月3日・4月17日・5月1日・5月15日・5月29日に算定した場合

4月分レセプト摘要欄記載例

40	* 磁気による膀胱等刺激法 初回実施 4月 3日 2回目 4月17日 70x 2
----	---

5月分レセプト摘要欄記載例

40	* 磁気による膀胱等刺激法 初回実施 4月 3日 2回目 4月17日 3回目 5月 1日 4回目 5月15日 5回目 5月29日 70x 3
----	--

【その他】

- (1). 下記の算定がある場合、【通院・在宅精神療法開始日 (099830102)】の入力を元にして、
レセプト摘要欄に「精神科を初めて受診した日」コメントを自動記載します。
※自動記載する「精神科を初めて受診した日」は、通院・在宅精神療法開始日 (099830102)
の入力日とします。通院・在宅精神療法開始日の入力がない場合は自動記載しません。

180020570 通院・在宅精神療法 (20 歳未満) 加算

(例) 通院・在宅精神療法開始日を 4 月 3 日に診療行為入力。

通院・在宅精神療法 (20 歳未満) 加算を 4 月 3 日・5 月 10 日に算定した場合

4 月分レセプト摘要欄記載例

80	* 通院精神療法 (30 分未満) 通院・在宅精神療法 (20 歳未満) 加算 精神科を初めて受診した日 26 年 4 月 3 日 680 x 1
----	--

5 月分レセプト摘要欄記載例

80	* 通院精神療法 (30 分未満) 通院・在宅精神療法 (20 歳未満) 加算 精神科を初めて受診した日 26 年 4 月 3 日 680 x 1
----	--

【入院】

- (1). 下記の算定がある場合、レセプト摘要欄に「算定開始日」コメントを自動記載します。
※算定開始日は、同一診療行為コードの入院レセプト「入院年月日」以降の最初の算
定日とします。

190076570 超重症児 (者) 入院診療加算 (6 歳以上)

190076670 準超重症児 (者) 入院診療加算 (6 歳以上)

190127510 超重症児 (者) 入院診療加算 (6 歳未満)

190127610 準超重症児 (者) 入院診療加算 (6 歳未満)

(例) 4 月 1 日に初回入院。

超重症児 (者) 入院診療加算 (6 歳以上) を 4 月 1 日～5 月 31 日に算定した場合

4 月分レセプト摘要欄記載例

90	* 超重症児 (者) 入院診療加算 (6 歳以上) 算定開始日 26 年 4 月 1 日 400 x 30
----	--

5 月分レセプト摘要欄記載例

90	* 超重症児 (者) 入院診療加算 (6 歳以上) 算定開始日 26 年 4 月 1 日 400 x 31
----	--

(2). 夜勤時間超過減算の選定入院時レセプト摘要欄記載

190131310 一般病棟 7 対 1 入院基本料（夜勤時間超過減算）
 190131410 一般病棟 10 対 1 入院基本料（夜勤時間超過減算）
 190165810 一般病棟 13 対 1 入院基本料（夜勤時間超過減算）
 190165910 一般病棟 15 対 1 入院基本料（夜勤時間超過減算）

上記の入院料の選定入院時は以下のコードを使用してレセプト摘要欄記載を行います。

190122890 選定療養（入院 180 日超）減算（入院基本料）

(例) 一般病棟 15 対 1 入院基本料（夜勤時間超過減算）の選定入院時
 レセプト摘要欄記載例

90	* 一般病棟 15 対 1 入院基本料（夜勤時間超過減算） 選定療養（入院 180 日超）減算（入院基本料） 6 5 3 X 3 1
----	--

(3). 入院基本料種別欄に記載する略号の後の「経措」記載

（平成 26 年 4 月診療分～6 月診療分まで）

該当月のシステム管理 1001「医療機関情報－基本」の医療機関種別設定が「1 病院」、かつ、該当月のシステム管理 5000「医療機関情報－入院基本」の栄養管理経過措置設定が「1 栄養管理体制基準未適合」の場合（管理栄養士の配置について基準を満たせない場合の経過措置に該当する場合）は、入院基本料種別欄に記載する略号の後に「経措」と記載します。

(例) 一般病棟 15 対 1 入院基本料で入院時

レセプト入院基本料種別欄記載例

90 入 院	一般 15 経措
--------------	----------

2. システム管理 2006 レセプト特記事項編集情報に関する対応

システム管理 2006 レセプト特記事項編集情報で

＜条件＞在総診に「1 在宅総合診療料を算定している場合のみ対象」を設定した場合、
下記の算定があれば、条件を満たす事とします。

114023110	在医総管（機能強化在支診等）（病床有・処方せん有・同一建物以外）
114023210	在医総管（機能強化在支診等）（病床有・処方せん有・同一建物居住）
114023310	在医総管（機能強化在支診等）（病床有・処方せん無・同一建物以外）
114023410	在医総管（機能強化在支診等）（病床有・処方せん無・同一建物居住）
114023510	在医総管（機能強化在支診等）（病床無・処方せん有・同一建物以外）
114023610	在医総管（機能強化在支診等）（病床無・処方せん有・同一建物居住）
114023710	在医総管（機能強化在支診等）（病床無・処方せん無・同一建物以外）
114023810	在医総管（機能強化在支診等）（病床無・処方せん無・同一建物居住）
114023910	在医総管（在支診等）（処方せんあり・同一建物居住者以外）
114024010	在医総管（在支診等）（処方せんあり・同一建物居住者）
114024110	在医総管（在支診等）（処方せんなし・同一建物居住者以外）
114024210	在医総管（在支診等）（処方せんなし・同一建物居住者）
114024310	在医総管（在支診等以外）（処方せんあり・同一建物居住者以外）
114024410	在医総管（在支診等以外）（処方せんあり・同一建物居住者）
114024510	在医総管（在支診等以外）（処方せんなし・同一建物居住者以外）
114024610	在医総管（在支診等以外）（処方せんなし・同一建物居住者）
114024910	特医総管（機能強化在支診等）（病床有・処方せん有・同一建物以外）
114025010	特医総管（機能強化在支診等）（病床有・処方せん有・同一建物居住）
114025110	特医総管（機能強化在支診等）（病床有・処方せん無・同一建物以外）
114025210	特医総管（機能強化在支診等）（病床有・処方せん無・同一建物居住）
114025310	特医総管（機能強化在支診等）（病床無・処方せん有・同一建物以外）
114025410	特医総管（機能強化在支診等）（病床無・処方せん有・同一建物居住）
114025510	特医総管（機能強化在支診等）（病床無・処方せん無・同一建物以外）
114025610	特医総管（機能強化在支診等）（病床無・処方せん無・同一建物居住）
114025710	特医総管（在支診等）（処方せんあり・同一建物居住者以外）
114025810	特医総管（在支診等）（処方せんあり・同一建物居住者）
114025910	特医総管（在支診等）（処方せんなし・同一建物居住者以外）
114026010	特医総管（在支診等）（処方せんなし・同一建物居住者）
114026110	特医総管（在支診等以外）（処方せんあり・同一建物居住者以外）
114026210	特医総管（在支診等以外）（処方せんあり・同一建物居住者）
114026310	特医総管（在支診等以外）（処方せんなし・同一建物居住者以外）
114026410	特医総管（在支診等以外）（処方せんなし・同一建物居住者）

3. 労災・自賠責保険で入院時の入院料加算の取り扱い

労災・自賠責保険による入院時、入院基本点数を 1.30 倍（入院の日から起算して 2 週間以内）、1.01 倍（入院の日から起算して 2 週間を超えた期間）する際の計算に、以下新設された加算をその計算に含めます。

A101 療養病棟入院基本料

190167970 慢性維持透析管理加算（療養病棟入院基本料）

190168070 在宅復帰機能強化加算（療養病棟入院基本料）

A103 精神病棟入院基本料

190168970 精神保健福祉士配置加算（精神病棟入院基本料）

A108 有床診療所入院基本料

190170570 看護補助配置加算 1（有床診療所入院基本料）

190170670 看護補助配置加算 2（有床診療所入院基本料）

190170770 栄養管理実施加算（有床診療所入院基本料）

A109 有床診療所療養病床入院基本料

190171770 栄養管理実施加算（有床診療所療養病床入院基本料）

又、上記の入院料加算の算定がある場合、入院料と同一剤に入院料加算を含めたレセプト摘要欄記載とします。

慢性維持透析管理加算及び在宅復帰機能強化加算については、「労災用」コードを使用してレセプト記載（レセ電記録）をします。

101900130 慢性維持透析管理加算（療養病棟入院基本料）（労災用）

101900140 在宅復帰機能強化加算（療養病棟入院基本料）（労災用）

（例）慢性維持透析管理加算（療養病棟入院基本料）の算定時

レセプト摘要欄記載例

90	* 療養病棟入院基本料 1（入院基本料 E） 慢性維持透析管理加算（療養病棟入院基本料）（労災用） 労災（2 週間以内）（1.3 倍） 1 9 2 9 X 1 4
----	---